

第2章 がん対策にかかる関係者の役割

1 県の役割

県はがん対策の実施にあたり、がん対策基本法に基づき、国を始めとする関係者との連携を図りつつ施策を実施するとともに、がんの予防や早期発見、がん医療に関する正しい知識の普及や情報の収集と分析を行い、必要な情報を県民が入手できるよう広報に努めなければならない。

特に医療機関との連携については、愛知県がん診療連携協議会等を活用して、医療機関との連携・情報交換を進め、がん診療連携拠点病院と地域の医療機関との連携も働きかけなければならない。

なお、県はがん医療の進展に資する研究のさらなる推進、人材の育成や確保並びに資質の向上に必要な施策を講ずるとともに、人材の育成に必要な研修に参加しやすい環境や制度の整備に自ら率先して取り組むよう努めなければならない。

また、地域がん登録など県が実施主体となっている事業については、関係機関との連携を図りつつ、その充実を図らなければならない。

2 市町村の役割

市町村は県と連携を図りつつ、地域の実情に即したがん予防に関する正しい知識の普及に努めなければならない。

また、市町村においては、特に、がん検診の精度管理を推進して、がんの早期発見に資する科学的に有効ながん検診を実施し、受診率の向上を図るため、所要の予算が確保できるよう努めなければならない。

3 医療関係団体の役割

医療機関や医療従事者の関係団体は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、団体の構成員に対して必要と思われる研修等の実施を通じてがん医療の提供に資する知識や技術の普及に努めなければならない。

4 医療機関の役割

医療機関は、県及び市町村が実施する施策に必要な協力をするとともに、がん患者とその家族に対して良質かつ適切ながん医療を提供できるような環境の整備に努め、がん患者とその家族が必要としているがん医療に関する情報の提供に努めなければならない。

特に、がん診療連携拠点病院は県と連携してがん患者とその家族に対して高度ながん医療を提

供すると同時に、地域のがん診療の拠点病院として地域の医療機関と連携して地域のがん医療全体のレベルアップに努めなければならない。また、医療従事者が研修等を通じて必要な知識を習得しやすいような職場環境や制度の整備を県とともに推進するよう努めなければならない。

5 医療従事者の役割

医療従事者は、県及び市町村の施策に協力するよう努めなければならない。

また、医療従事者は、がん患者とその家族が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めるとともに、がん医療に関する知識について研修等を通じて習得するよう努めなければならない。

6 検診機関の役割

検診機関は、県及び市町村が実施する施策に協力するとともに、がん検診を実施するにあたっては、精度管理の向上に努め、科学的根拠に基づく検診を実施しなければならない。

7 医療保険者の役割

医療保険者は、被保険者及び被扶養者に対して、喫煙、食生活、運動などの必要性に関する正しい知識の普及に努めなければならない。

8 県民の役割

県民は喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持って、がんの予防に必要な注意を払うようにするとともに、必要に応じてがん検診を受けるように気をつけるものとします。

また、県民は生活習慣の見直しやがん医療を受けるにあたっては、県や医療機関から提供される情報について、必要に応じて自ら積極的に集めるよう努めるものとします。